

(2) 翌七日所轄大塚署に在リテハ事業主ヲ招致シ工場ノ経済状
態ニ付テ聴取シタルニ到底残業手當ノ支給ハ困難ナル實情
ニアルトノ事ナルヲ以テ此首従業員代表等ト各人別ニ懇談セシ
メルト共ニ時局ニ鑑ミ同署員ヨリ警告シタルニ従業員側ニ之ヲ
諒解スルニ至リ且月二十一日事業主ニ對シ自發的ニ要請書ノ撤回
ヲ為シ尚同署ニ對シテ之別記要請書撤回届ヲ提出シ圓滿解
決セリ

右及申報候也

要請書

一 残業手當を十割付与られたい

私達は本要請を以て後述の工場主并従業員の紛争として之を提
案するものでは有りません。

且つて私達は残業手當があまりありませんが禁止にありましてより
早くも一ヶ月前に過ぎし日の同私達は唯々工場側の増割増
割度の復活を望んで居りました然し乍ら今日に至るも未だ割
増割度の回復は全く困難にして居ります
昨年の物價と比較致しまして現今の非常には騰貴したるを拘らず
今日割増割度の廢止は誠に以て遺憾あると考へるのみであ
ります殊に現今は國家非常時局に當り私達は存続して産業